

改正

平成14年1月10日教委規則第2号

長野市教育委員会傍聴人規則

第1条 この規則は、長野市教育委員会会議規則（昭和41年長野市教育委員会規則第1号）第16条の規定に基づき、傍聴人に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所、職業その他委員長の必要と認める事項を明らかにしなければならない。

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となるおそれがあると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号のほか、委員長において傍聴を不相当と認める者

第4条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談笑又は拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批判を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 前各号のほか、会議の妨害となるおそれがある挙動をしないこと。

2 前項各号のほか、傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

第5条 傍聴人は、委員長が退場を命じたときは、速かに退場しなければならない。

第6条 委員長は、議場の都合により傍聴人の員数を制限することができる。

第7条 前各条に定めるもののほか、傍聴人は委員長の指示に従わなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年1月10日教委規則第2号）

この規則は、平成14年1月11日から施行する。